資料３－１

特定基地局開設料の標準的な金額に関する研究会
論点整理（案）

特定基地局開設料の標準的な金額の算出方法について(１)

（1） 特定基地局開設料の標準的な金額を試算する意義・背景

- 令和元年の電波法の一部を改正する法律に基づき、割当対象となる周波数の経済的価値を踏まえた割当手続が整備されたところ。
- 一方で、平成31年（2019年）４月には、申請のあった携帯電話事業者４者に対して、第５世代移動通信システム（5G）の導入のための特定基地局の開設に係る開設計画の認定（周波数の割当て）がなされた。
- 今般、5Gのための次期周波数割当てを見据え、次期周波数割当てから周波数の経済的価値を踏まえた手続となることから、申請者の予見可能性を高め、合理的な評価額を算出できるよう、周波数の経済的価値の標準的試算を示すことが重要。

（2） 周波数の経済的価値について

主な論点

- 周波数の経済的価値は、当該周波数が、周波数帯、周波数幅、他システムの共用、隣接周波数帯域との干渉、終了促進措置の有無などを考慮すべきではないか。
- 周波数の経済的価値の想定期間について、開設計画の認定期間（５年）又は次世代システムへの移行までの概ねの期間（10年）をどのような考え方で考慮すべきか。
- 周波数の経済的価値には、災害等の有事への通信の抗たん性・冗長性の確保に対する対策に関する経費は考慮すべきか。

特定基地局開設料の標準的な金額の算出方法について（２）

（3）「周波数の経済的価値」の算出方法について

主な論点

- 算出方法として挙げられる「比較法」、「AP法」、「収益還元法」については、割当てがなかった場合の代替サービスの想定の困難性や、5Gにおける携帯電話事業ビジネスモデルの変化などを踏まえた収益モデルの不確実性により、「比較法」を用いるのが適当ではないか。
  なお、「比較法」を採用する場合であっても、「AP法」、「収益還元法」は、今後の活用の可能性も踏まえて、引き続き検討とすることが適当ではないか。

- 「比較法」を採用する場合には、各国の周波数割当に関する事情を平準化するために、周波数帯、周波数幅、共用の有無、免許期間、各国の規模（経済規模等）などの事項に基づく補正が必要ではないか。

- 「比較法」により、補正された各国の金額を参照した上で、国内事情（周波数帯、周波数幅、他システムの共用、隣接周波数帯域との干渉、終了促進措置の有無、算定の想定期間など）を考慮すべき事項として、補正するのが適当か。

- 標準的な金額の提示は、算定式ではなく、レンジ（幅）をもった金額が適当か。

算出に当たっての考慮すべき具体的な事項について(１)

（1） 比較法を用いる場合、諸外国のオークション金額を参照する際に、以下に掲げる具体的な項目をどのような観点から留意すべきか。

（各項目の主な論点）

- 周波数帯
  各国のオークション金額では、3.4GHz帯から3.6GHz帯までの事例が多く、28GHz帯の事例数が少ないのが現状。次期割当て周波数候補として共用検討等を実施している4.9-5.0GHz帯、26.6-27.0GHz帯、39.5-43.5GHz帯の割当てを検討する場合、異なる周波数帯域である 3.4-3.6GHz帯や28GHz帯の事例を周波数特性の観点から、どのように補正の上参照すべきか。

- 周波数幅
  周波数幅については、提供できるサービスが大きく変わることから、例えば、100MHz幅と400MHz幅を比較する場合には価値は4倍ではないという意見もあるが、算定に当たってどのように考えるか。

- 他の無線通信システムとの共用
  他の無線通信システムとの共用となる場合には、周波数の経済的価値にどのように反映するべきか。

- 各国の規模（経済規模など）
  各国において経済規模（GDP）などが異なることから、補正するに当たりどのように考えるべきか。

算出に当たっての考慮すべき具体的な事項について（２）

（2） 諸外国のオークション金額を参照することに加えて、我が国の事情をどのように考慮すべきか。

（各項目の主な論点）

- 想定期間

 電波法上、開設計画の認定期間は5年とされている一方、次世代システムへの移行までの概ねの期間が10年とされている。これらを参考に標準額における想定期間をどのような観点から何年とするべきか。

- 他の無線通信システムとの共用・隣接周波数帯域との干渉

 他の無線通信システムとの共用となる場合又は隣接周波数帯域との干渉がある場合には、標準額の算定に当たり、我が国の事情としてどのように反映するべきか。

- 終了促進措置

 次期割当ての際に、終了促進措置が講じられる場合、算定に当たって、終了促進措置に関する携帯電話事業者の負担額を反映させるのが適当ではないか。

- 災害対策に係る経費

 災害等の有事に対する通信の抗たん性・冗長性を確保するために要した経費を算定に反映させないのが適当ではないか。

- 標準的な金額の提示方法

 割当てられる周波数幅を踏まえて、××MHz幅あたり○○円～○○円のレンジ（幅）をもった金額の提示が適当ではないか。

特定基地局開設料の標準額の算定の全体概要(案)

(例)我が国において39.5GHz～41.0GHz帯の割当てを検討した場合、3.4GHz～3.6GHz帯の
各国のオークション金額を参照するケース。

各国のオークション制度に基づく落札総額

→

＜考慮すべき事項＞

- 周波数帯
- 周波数幅
- 期間
- 他の無線通信システムとの共用
- 各国の規模（経済規模等）

等

→

補正後の各国のオークション制度に基づく参照金額

→

＜考慮すべき事項＞

- 周波数帯
- 周波数幅
- 想定期間
- 他の無線通信システムとの共用
- 隣接周波数帯域との干渉
- 終了促進措置
- 日本の規模（経済規模等）

等

→

周波数の経済的価値を踏まえた標準的な金額」

諸外国の
3.4GHz～3.6GHz帯の
それぞれの落札総額
○○億円

→ 補正

(例)3.6GHz～3.7GHz帯の
100MHz幅あたり
○○億円～○○億円

→ 補正

(例)39.5GHz～41.0GHz帯のうち
600MHz幅あたり
○○億円～○○億円

（参考）特定基地局開設料の標準額の算定イメージ例

3.4GHz～3.6GHz帯
米国：○○億円
英国：○○億円
韓国：○○億円
・
・
・

→

周波数帯を
3.6GHz～3.7GHz帯に補正

×○（割合）

他の無線通信
システムとの共用がある場
合に補正

×○（割合）

各国の免許期間を
1年に補正

×1／○（年）

周波数幅
各国の周波数幅を（例）
100MHz幅に補正

×100／○○MHz幅

各国の規模を名目GDP1兆
ドルに補正

×1兆ドル／○兆ドル

→

（各国の落札額の
補正による参照額）
○億円～○億円
（100MHz幅・
共用あり・想定期間1年
・名目GDP1兆ドル）

→

周波数帯
39.5GHz～41.0GHz帯に補正

×○（割合）

他の無線通信システムとの
共用がある場合に補正

×○（割合）

隣接周波数帯域
との干渉のある場合に補正

×○（割合）

（例）期間を次期システムの
移行までの期間として
10年に補正

×10

周波数幅
各国の周波数幅を（例）
600MHz幅に補正

×6

終了促進措置がなされてい
る場合その費用を補正

－△億円

日本の規模（経済規模（名
目GDP））に補正

×○兆ドル／ 1兆ドル

→

39.5GHz～41.0GHz帯
の割当てにおける
標準額
○億円～○億円
（600MHz幅あたり）

構成員限り